

令和7年度みやま市総合市民センター内キッズルーム開放事業委託業務仕様書

1. 業務名

みやま市総合市民センター内キッズルーム開放事業

2. 目的

みやま市総合市民センター内キッズルーム開放事業実施要綱（以下「要綱」）第1条の規定による。

3. 委託期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

4. 実施場所

福岡県みやま市瀬高町下庄792番地1
みやま市総合市民センター内キッズルーム

5. 事業内容

要綱第3条の規定による。具体的には以下の内容を実施すること。

- ・常に乳幼児の安全を最優先とする見守り支援
- ・遊具の点検及び安全に使用するための支援
- ・遊び体験や読み聞かせ等乳幼児の成長に寄与する事業
- ・親の子育てに関する悩み等に対する支援先の紹介
- ・子育て親子同士が交流しやすいようなきっかけづくり
- ・その他子育て支援に関する情報提供

6. 事業計画及び完了報告書の作成

- ・各月に実施した本事業の実績報告書を、その翌月の10日までに提出すること。
- ・事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づいた事業計画書を作成し業務開始後5日以内に提出すること。また、委託期間終了後は以下により完了報告書を1部作成の上、次年度の4月10日までに提出すること。報告書の要件は下表のとおりとする。

項番	名称
ア	事業概要及び活動内容
イ	利用者数及び活動実績の集計
ウ	事業の実施を踏まえた総括及び今後の事業内容等への提言

7. 実施日及び実施時間

要綱第4条の規定による。原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日。具体的期日は以下のとおり。

○令和7年

8月：2日（土）、3日（日）、9日（土）、10日（日）、11日（月）、16日（土）、1

7日(日)、23日(土)、24日(日)、30日(土)、31日(日)計11日

9月：6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)、15日(月)、20日(土)、
21日(日)、23日(火)、27日(土)、28日(日)計10日

10月：4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)、13日(月)、18日(土)、
19日(日)、25日(土)、26日(日)計9日

11月：1日(土)、2日(日)、3日(月)、8日(土)、9日(日)、15日(土)、16
日(日)、22日(土)、23日(日)、24(月)、29日(土)、30(日)計12日

12月：6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日)、
27日(土)計7日

○令和8年

1月：10(土)、12日(月)、17(土)、18日(日)、24日(土)、25日(日)、
31(土)計7日

2月：1日(日)、7日(土)、8日(日)、11(水)、14(土)、15日(日)、21日
(土)、22日(日)、23日(月)、28日(土)計10日

3月：1日(日)、7日(土)、8日(日)、14(土)、15日(日)、20(金)、21日
(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)計10日

合計：76日

8. スタッフの配置

要綱第6条の規定による。ただし、本仕様に基づく積算のための配置は以下のとおりとし、状況をみて見直しの必要がある場合には委託者と受託者で協議の上配置人員の見直しと精算を行う。

午前9時半～午後4時半までの配置スタッフ2人

9. その他

本事業を受託する者は来場者を対象とした損害賠償保険に加入すること。